

名古屋市歴史的風致維持向上計画にみる 名古屋城下の近代建築の保存活用

松田 和彦（名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室 室長）

1. 名古屋市における歴史的風致

(1) 名古屋市の基本方針

名古屋市では、市内に残る歴史的資源を積極的に活用した戦略的なまちづくりの基本方針である「名古屋市歴史まちづくり戦略」を平成23年3月に策定し、身近に歴史が感じられるまちづくりに取り組んでいる。

戦略では、「語りたくなるまち名古屋の実現」を目標に掲げ、地域住民・行政など様々な主体が協働で歴史まちづくりに取り組むこととしている。

名古屋市歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という）は、この戦略を踏まえ、歴史まちづくり法（「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年11月施行）」）に基づき、歴史的風致を維持向上するための方針および重点区域、平成26年度から10年間の事業についてとりまとめたものである。

本稿では、名古屋城旧城下に残された近代建築遺産に焦点をあて、計画におけるその歴史的意義及び位置付け、さらに保存活用の枠組みについて紹介する。

(2) 名古屋の歴史的風致

歴史的風致とは、歴史まちづくり法において「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義される。本市の計画において取り上げている歴史的風致は以下の6

つである。

- ①名古屋城と名古屋城下町を舞台に展開した祭礼に見られる歴史的風致
- ②熱田神宮等に見られる歴史的風致
- ③尾張氏ゆかりの地、志段味に見られる歴史的風致
- ④堀川・四間道界隈に見られる歴史的風致
- ⑤街道や城下町の周辺地域等に見られる歴史的風致

⑥大都市名古屋の発展過程に見られる歴史的風致
このうち⑥は、御三家筆頭である尾張徳川家のお膝元として発展してきた名古屋が、明治以降、近代産業都市へとそのあり方を大幅に切り替え、機械や陶磁器といった産業の発展や、鉄道、道路及び運河等の産業基盤の整備に力を尽くしてきたという流れを踏まえて設定したものであり、名古屋の特徴といえる。

(3) 重点区域としての名古屋城周辺地区

計画では、歴史的風致の維持向上を図る重点区域として、都市成立以来の歴史を記す名古屋城周辺地区及び熱田地区、尾張氏に関連する古墳群が残され復元整備を実施している志段味地区を設定している。

名古屋城周辺地区においては、現在、名古屋城本丸御殿の復元整備の他、天守閣の木造復元に向けても事業を進めているところであるが、計画では名古屋城の魅力向上と並行し、旧城下町に残された歴史遺産の保存活用による歴史まちづくりが肝要であるとしている。

中でも、陶磁器産業をはじめとする近代産業の集積地であったことから大正から昭和初期にかけての近代建築が多く残され、名古屋の近代化の跡を今に伝える景観を形成している旧城下東部は「文化のみち」として、大都市名古屋の発展過程に見られる歴史的風致を中心に維持向上すべきエリアとして位置付けられている。

2. 名古屋城下町の歩み

(1) 城下町の建設～江戸時代

徳川家康による名古屋城及び城下町の建設は、それまで尾張の中心地であった清須からの移転（「清須越し」）により行われた。城下町は名古屋城を北端とし、名古屋台地に逆三角形を描くように建設された（図1）。

重臣の屋敷が建ち並ぶ三之丸の南側には「碁盤割」と呼ばれる町人地が置かれ、主にその東側や南側に中流階級を中心とした武家地が、さらにその東側と南側に寺町が配置された。

(2) 明治～昭和初期

明治維新後、尾張徳川家の象徴であった名古屋城は取壊しが始まった。明治6年（1873）には本丸、二之丸、三之丸が陸軍省の所管となり、二之丸御殿を始めとする多くの建物が取り壊された。

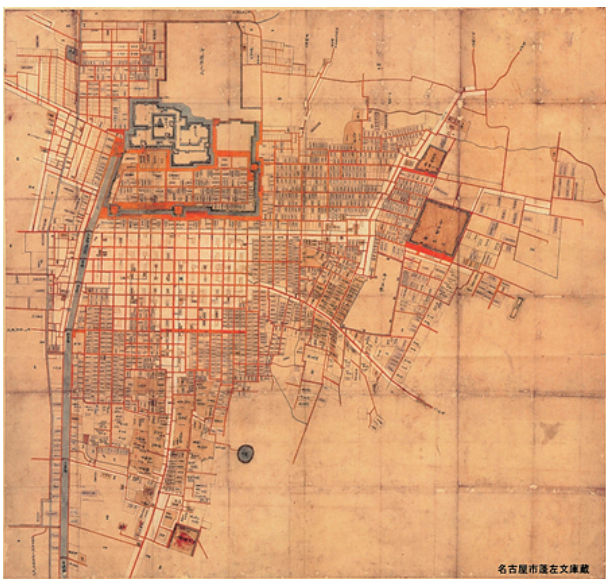


図1 尾府名古屋図(正徳4年)

同時に、名古屋城下東部などに数多く居住していた武家は、徐々に屋敷を売却して転出していき、残された武家屋敷の広い敷地を利用して陶磁器工場や紡績工場が建てられ、産業集積が加速した。

この地に移り住んだ進取の気性に富んだ事業経営者や貿易商の邸宅や学校、教会等は、こうした名古屋の近代化の歩みを今に伝える証として、歴史的景観を形成している。

明治後期には、産業の発展を背景に、工業製品等を展示する大規模な見本市が国内でも人気となる。名古屋では明治43年（1910）に、名古屋開府300年を記念した第10回関西府県連合共進会が開催され好評を博した。その会場として現鶴舞公園周辺が整地され、本館や迎賓館、パビリオンなど様々な施設が建設された。閉会後は欧風庭園を備える公園として整備され、昭和5年（1930）に公会堂が建設されるなど、市民の憩いの場となった。噴水塔、奏楽堂、公会堂などは、現在も残され市民に親しまれている。

また、かつて尾張藩の重臣らが居住していた三之丸周辺には、市役所や県庁といった大規模な近代建築が築かれ、現在の官庁街を形成することとなった。

大正時代以降には自動車産業や航空機産業などの重工業が勃興し、市域も拡大されるなど、まちは飛躍的に発展を遂げることとなる。

(3) 戦災～戦後

軍需産業の一大拠点となっていた名古屋は第二次世界大戦中に激しい空襲を受け、城下の多くを焼失したが、城下東部の旧武家地一帯は被害が少なく、戦前の繁栄を今に伝える近代建築群が残されることとなった。

戦災により市域の約4分の1を焼失した名古屋では、戦後の戦災復興計画等により他に類を見ない大規模な区画整理事業が行われ「計画都市」と言われたが、城下町時代の碁盤割の町割りが踏襲され、現在の市街地形成の基盤となっている（図2）。

現在では一大経済都市として、リニア中央新幹線の開業も見据えるまでに発展を遂げた名古屋であるが、その都市としての原点は名古屋城を中心とした

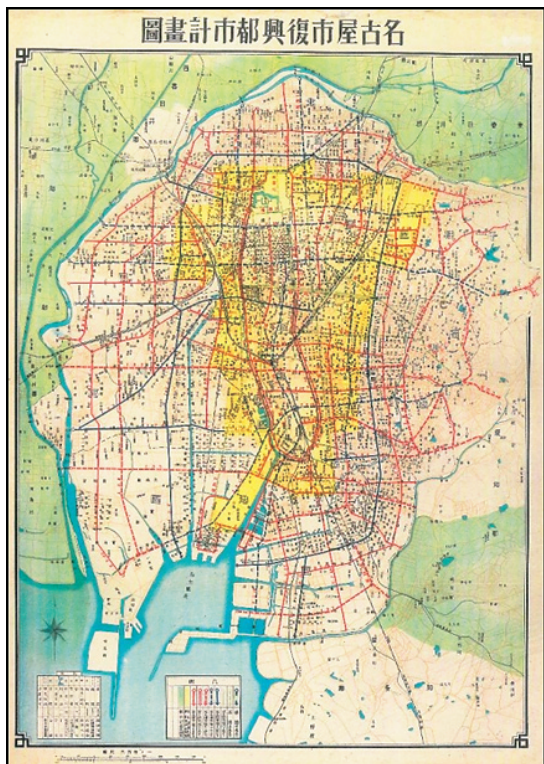


図2 名古屋市復興都市計画図（昭和23年発行）

城下町であった。

3. 城下に残る近代建築

以下、名古屋城下東部の「文化のみち」に残る近代建築の主なものを紹介する（図3・4）。

(1) 旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）

大正9年（1920）頃、電力王と称された福沢桃介が、わが国最初の住宅専門会社「あめりか屋」に造らせた邸宅の遺構で、「日本の女優第1号」といわれた川上貞奴が居住していた和洋折衷の建物である。平成16年、東区白壁町から東区榑木町の現在地に移築復元された。2階建の主屋と別棟の蔵で構成されている。和室4室は創建当初のままで、当時の部材や職人の技を垣間見ることができる。一部が登録有形文化財となっているとともに、市の景観重要建造物に指定されており、文化のみちにおける拠点施設及び郷土ゆかりの文学資料室として市が運営し

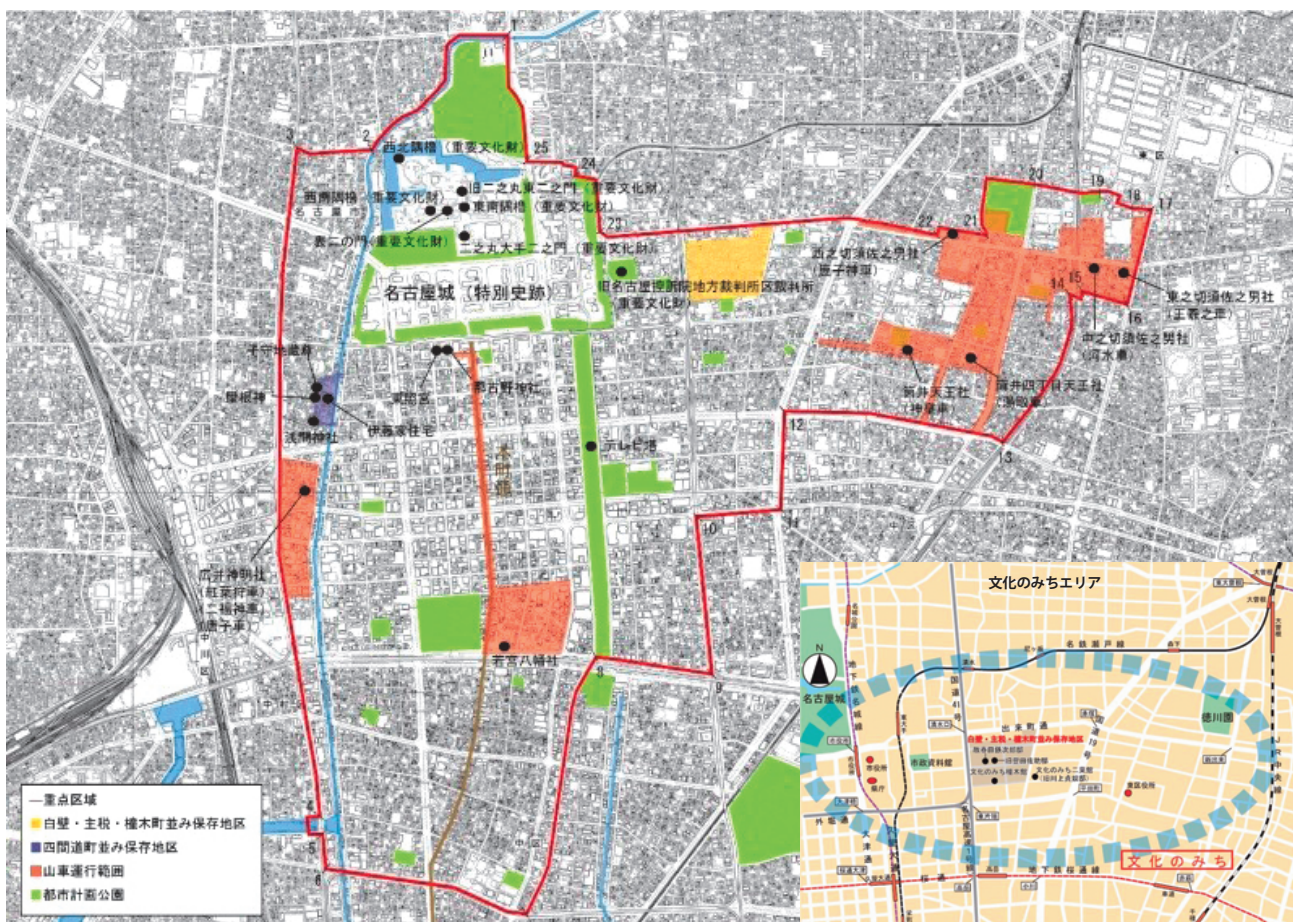


図3 名古屋市歴史的風致の維持向上計画における重点区域（名古屋城周辺地区）及び文化のみちエリア

ている。

(2) 文化のみち榎木館

陶磁器商として活躍していた井元為三郎が大正末期から昭和にかけて建てた邸宅で、約600坪の武家屋敷の敷地割に、庭を囲むように洋館、和館、茶室や蔵が残されている。洋館は2階建てで屋根はスペイン瓦で葺かれている。1階の窓は上げ下げ式、2階の窓は外開きでいずれも煉瓦の窓台としている。また、当時の流行を先取りしたとされるステンドグラスがある。蔵は2棟あり、うち1棟は煉瓦造である。市の指定文化財及び景観重要建造物に指定され、文化のみちにおける資料の保管や展示、文化活動の促進のために市が運営している。

(3) 旧豊田佐助邸

日本初の自動織機などの発明で知られる豊田佐吉

の末弟で、佐吉の事業を支えたとされる豊田佐助の邸宅として大正12年（1923）頃に建てられた。木造2階建ての洋館と和館からなる。洋館は白いタイル張り・陸屋根で、鉄筋コンクリート造のような外観をしている。1階は応接間が3部屋、2階は座敷が2部屋で、洋館の中に和風座敷をはめ込んだ構成となっている。多くの来客を想定し接待のための合理的な構成を実現したものと考えられている。市の認定地域建造物資産に認定されている。

(4) 旧春田鉄次郎邸

陶磁器貿易商として成功し、大洋商工株式会社を設立した春田鉄次郎が、大正13年（1924）頃に建てた住宅である。設計は武田五一とも伝えられている。

木造2階建てで、前庭に面した洋館と、中庭をはさんで奥にある和館（日本家）から構成されており、



図4 文化のみちエリアにおける近代建築（一部）

大正時代の富裕層の住宅様式を今に伝えている。門・塀は、棧瓦葺の屋根、白漆喰の小壁、豎羽目板の壁、切石貼の基礎で構成され、周辺の町並み景観の一部を構成している。

(5) 名古屋陶磁器会館

陶磁器の貿易商工同業組合によって建てられ、名古屋の陶磁器業界の力を内外に示す役割を果たした。現在も陶磁器の展示や絵付け教室などが行われている。

鉄筋コンクリート造2階建（一部3階）。設計は当時名古屋高等工業学校（現名工大）の教授であった鷹栖一英である。1階事務室の大きな半円窓、軒下のレリーフ装飾帯、縦横の線の装飾的構成、外壁のスクラッチタイルなど、豊かな表情をもつ外観はドイツ表現派の流れをくむ。登録有形文化財となっている。

(6) 旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎

大正11年（1922）に三之丸周辺地区に建設されたもので、全国8カ所に建てられた控訴院庁舎のうち現存する最古のものとして、重要文化財に指定されている。

正面にドーム屋根を設けたネオ・バロック様式の3階建てで、赤いレンガ壁と白い花崗岩の対比が美しい。日本の近代建築における大正末期の動向を忠実に表現した官庁建築である。

解体が予定されていたが、惜しむ声が上がリ保存されることになり、文化のみちにおける近代建築保存の先駆けとなった。

現在は、名古屋市市政資料館として、市制施行（明治22年（1889））以降の資料を所蔵する公文書館の機能を果たすとともに、館内の見学を受け入れている。

(7) 名古屋市役所本庁舎・愛知県庁本庁舎

当初名古屋城三之丸に駐在していた陸軍第3師団が守山区に移転した跡地に移設する形で、昭和初期に建てられた。ともに日本趣味を基調とした近世式の建造物で、いずれも平成26年12月に重要文化財に指定されている。

名古屋市役所本庁舎は、昭和8年（1933）に完成した。設計図案を公募し、1等金賞に選ばれた案をもとに市建築課の技師が実施設計を行った。工事は、帝冠様式のはしりとされる神奈川県庁を担当した技術者を招へいして行われた。塔の屋根は名古屋城を意識したもので、頂部に四方睨みの鯨を載せる。

愛知県庁本庁舎は、昭和13年（1938）に完成した。名古屋城天守と北隣の名古屋市庁舎に呼応した帝冠様式である。名古屋市庁舎は10階建の塔屋を突出させているが、愛知県庁舎の場合は重厚な城郭風帝冠様式となっている。正面中央部の壁面を少し前に出し、その上部に切妻屋根を載せ、背後の屋上階の入母屋屋根とともに風格ある正面を造り出している。

名古屋市役所本庁舎と愛知県庁本庁舎は現在も市政・県政の中核施設として使用されている。

4. 城下に残る近代建築の保存活用

名古屋市歴史的風致維持向上計画では、近代建築の保存活用に係る事業を、名古屋城周辺地区にお

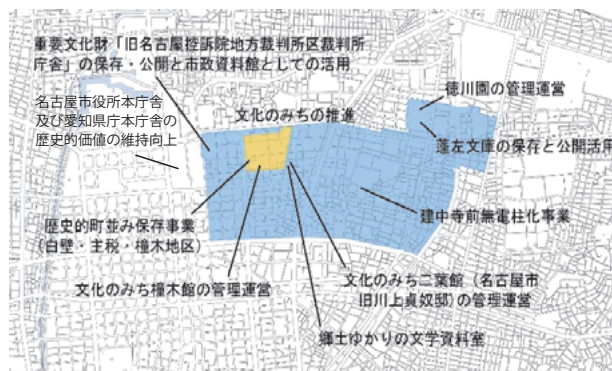


図5 名古屋城周辺地区（文化のみち周辺地区）における歴史的風致の維持向上を図る事業

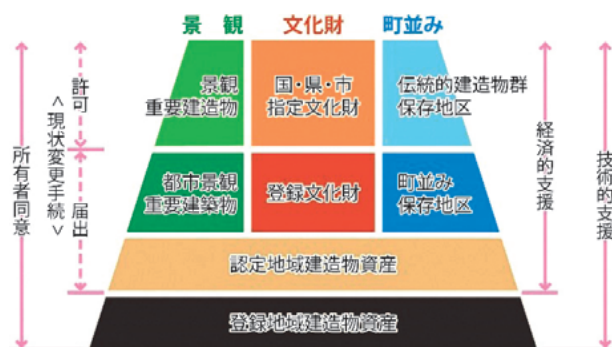


図6 歴史的建造物の段階的位置付け

る歴史的風致の維持向上に寄与する事業として掲げている（図5）。

歴史的建造物の保存活用に係る制度枠組みとしては、文化財を頂点に建造物（または区域）を段階的に価値付け、各位置付けに応じた取組みを実施している（図6）。

（1）文化財としての保存及び公開活用

文化財に指定されている建造物については、文化財保護法及び県・市文化財保護条例に基づく保全、修理助成等の支援はもちろんのこと、本市の近代化を象徴する市民共有の歴史的財産として、広く公開活用の機会を設けている。

国の重要文化財に指定されている名古屋市役所本庁舎及び愛知県庁本庁舎については、見学ツアーの実施の他、団体見学の受け入れを行なっている。同じく重要文化財である旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎についても、市政資料館として、歴史的価値を生かした活用がなされている。

（2）景観上重要な建造物等についての保全

景観形成の観点からも、近代化を今に伝える歴史的景観を構成する建造物を保全するため、景観重要建造物や都市景観重要建築物等（図7）を指定し、その保存行為に対して助成を行っている。

①景観重要建造物

景観法に基づき、良好な景観の形成に重要な価値があると認める建造物を景観重要建造物として指定している。指定の要件は、建造物の外観が景観上の特徴を有し、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見され、良好な景観の形成に重要なもので、以下のいずれかに該当するものである。

- ア 地域の歴史や文化を代表し、歴史的又は文化的な価値を有するもの
- イ 地域のランドマークやシンボルとして市民に親しまれているもの
- ウ 町並み保存地区の歴史的景観の形成に寄与しているもの

名古屋市中では、現在5件の物件を指定しており、



図7 名古屋城周辺地区における景観重要建造物・都市景観重要建築物等

そのいずれもが「文化のみち」エリアに所在する近代建築である。

② 都市景観重要建築物等

また、都市景観条例に基づき、都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物及び工作物等を都市景観重要建築物等として指定している。名古屋城周辺地区には、近代建築物をはじめとする指定物件が21件存在する。

(3) 歴史的町並み保存事業

門・堀と緑樹からなる屋敷景観と戦前の優れた近代洋風建築が立ち並ぶ町並みを形成する白壁・主税・榎木地区は、有松、四間道、中小田井とともに本市の町並み保存地区に指定されている（図8）。

保存地区内では、「名古屋市町並み保存要綱（昭和58年（1983）制定）」に基づき、町並みの特性を維持している古い建造物（建物・門・堀など）を「伝統的建造物」として指定し、重点的に保存を図るとともに、地区内建築物や工作物の外観を変更する際に任意の届出を要請し、助言・指導を行っている。さらに、保存計画に定められた修理・修景基準に合致した工事に対しては、補助を実施している。

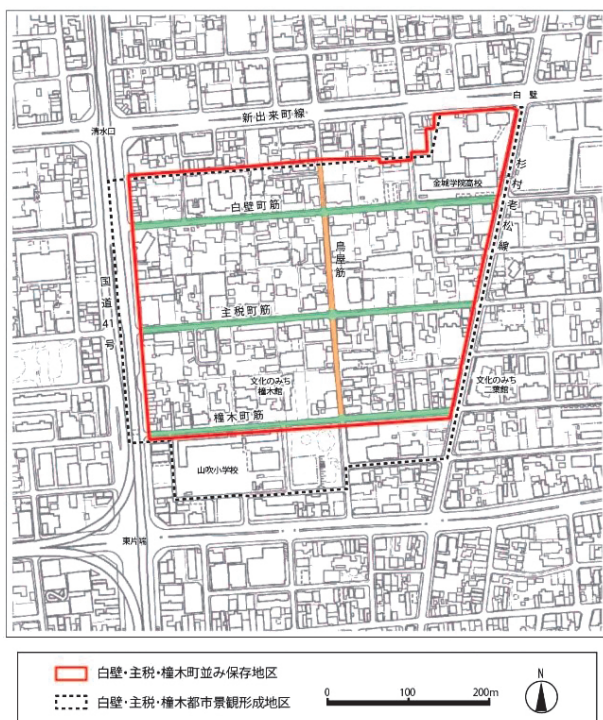


図8 白壁・主税・榎木町並み保存地区

(4) 地域建造物資産の登録・認定

本市では、平成23年度より、都市景観条例に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件を登録・認定地域建造物資産として、登録・認定する制度を実施している。

保存活用の意向が認められる、より身近な歴史的建造物について一定の位置付けをすることにより、地域に根付く歴史的建造物を全市的に守るという機運づくりを進めるとともに、「なごや歴まちびと」（名古屋歴史的建造物保存活用推進員）による技術的支援、及び経済的支援を行っている。

① 登録地域建造物資産

(ア) 原則築50年以上経過した建造物のうち、老朽化が著しくなく、修復・活用が可能なもの

(イ) 所有者に存続の意思があるもの

② 認定地域建造物資産

(ア) 歴史的建造物の一定の集積がみられる地域において、その景観形成の一端を担うもの

(イ) 町並み・境界の重要な要素、ランドマークとなっているもの

(ウ) 歴史性、物語性を有するもの

(エ) 意匠、材料、技術、立地などに地域の特徴を有するもの

平成28年度末時点で累計222件を登録・認定しており、名古屋城周辺地区の近代建築としては、旧豊田佐助邸（認定地域建造物資産）などが該当する。

5. まとめ

本稿では、名古屋城下における近代建築の淵源と、保存活用の枠組みの一端について取り上げた。伝統的な町家風景が洋風の近代建築に変貌していくまちの姿は、当時の人々にとっては江戸期の城下町時代の歴史の終焉と映ったかもしれないが、歴史の一面面としてその一部は受け継がれることとなった。

一方で、三之丸天王祭や出来町天王祭などを始めとする祭礼のように、かつての城下町で行われた伝



図9 名古屋城周辺地区で受け継がれてきた祭礼

統的な祭礼行事は受け継がれ、今日まで人々の暮らしに根付いた歴史的風致を形成している（図9）。

今後も時代とともに、都市にはその発展の軌跡が刻まれていくことと思われるが、本市発展の重要な側面を記す近代建築遺産の保存活用に引き続き取り組み、貴重な記憶を後世につないでいきたい。